

2010年7月28日

「生物多様性ガイドライン」を制定

横浜ゴム（株）（社長：南雲忠信）は、これまで地球環境保全の面から取り組んできた「地球温暖化防止」および「循環型社会の形成」に加え、新たに「生物多様性の保全」を推進するため、このたび「生物多様性ガイドライン」を制定した。

2010年は国連の定めた「国際生物多様性年」であり、今年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、今後の具体的な戦略目標の枠組みが決定される。こうした動きの中、日本では2008年6月に「生物多様性基本法」が公布され、2009年には日本経団連から「生物多様性宣言及び行動指針」、環境省から「生物多様性民間参画ガイドライン」が発表された。

横浜ゴムは社会の一員として、またグローバル活動を展開するメーカーとしてこうした取り組みに賛同し、生物多様性保全を全社的に推進するためガイドラインの制定を進めてきた。今後は事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、横浜ゴムグループはもちろん、サプライチェーンや地域社会とも協力してガイドラインに基づく活動を推進していく。

生物多様性ガイドライン

<基本方針>

私たちは、自然が生み出す恵みに依存して事業を営んでいます。この恵みを支える「多様な生命のつながり＝生物多様性」が、地球規模で急速に失われていることを認識し、事業活動を通じて生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に取り組むことで、豊かな自然を未来の世代につなぎます。

<行動指針>

①経営課題としての認識

横浜ゴムは、生物資源を直接利用し、また生物多様性に影響を与える事業活動を行っていることから、自然の恵みの重要性と危機を認識し、長期的な視点で生物多様性の保全に取り組みます。

②社員の全員参加

自然の恵みに対する社員の意識を高め、すべての社員が業務や地域社会で生物多様性保全に貢献します。

③生物多様性への影響の把握と低減

事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、その影響を回避または最小化することに取り組みます。

④サプライチェーンを通じた生物多様性保全

生物多様性保全は、資源の採取段階における配慮が重要であることを踏まえ、サプライチェーンにおける関係者との連携を通じて、資源採取地の生物多様性保全に貢献します。

⑤生物資源の持続可能な利用

生物多様性の保全に関わる知見を収集し、技術開発、設計・生産プロセスの革新や、バリューチェーンにおける生物多様性保全への取り組み等を通じて、生物資源の持続可能な利用に取り組みます。

⑥情報の共有とコミュニケーション

生物多様性保全に関する情報や社会要請の把握に努め、自らの活動成果を積極的に開示し、顧客や地域社会、NGOや行政など、ステークホルダーとの対話と連携を推進します。

生物多様性を守る取り組み

①事業所周辺の調査を開始

事業活動が事業所（国内15カ所、海外15カ所）周辺環境の生物多様性に影響を与えていないかを確認するための予備調査を開始。豊かな自然が存在する地域に隣接する事業所では、調査結果に基づいて課題を明確化し、必要な取り組みを進めていく。

②社の創生効果を把握する活動を継続

2007年より国内外の生産拠点に50万本の苗木を植える「YOKOHAMA千年の杜」プロジェクトを宮脇昭氏（横浜国立大学名誉教授）の指導の下、展開している。この千年の杜が生物多様性の観点でも豊かな森となっていることを確認するため、2008年9月より一部の事業所で飛来する野鳥の観察を行っている。

③サプライチェーンと協力した活動を検討

当社は天然ゴムを初めとした生物資源や金属・鉱物資源などを利用して事業活動を行っている。その中で天然ゴムは東南アジアの農園で生産されており、地域の生物多様性に影響を与えていると考えられる。こうした状況を踏まえ、今後、長期的かつグローバルな視点から自社の影響力の範囲内において生物多様性保全への貢献を進めていく。



横浜ゴムでは、横浜ゴムグループで取り組む多様な環境貢献活動を「ecoMOTION」と名付けています。

このリリースに関するお問い合わせ先
横浜ゴム（株） 広報部 担当：入江
TEL：03-5400-4531 FAX：03-5400-4570